日 調 連 発 第 ３ １ 号
令 和 ２ 年 ４ 月 １ ０ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う登記事務の取扱等について（依頼）

標記について、法務省民事局長から、別添のとおり協力依頼がありましたので、貴会会員へ周知いただくようお願いします。

機密性２

法務省民二第３４７号
令和２年４月１０日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　國　吉　正　和　殿

法務省民事局長　小　出　邦　夫

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う登記事務の取扱等について（依頼）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３２条第１項第２号の規定に基づき，新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として指定された区域内に所在する法務局及び地方法務局においては，新型コロナウイルス感染症対策として，担当職員の通勤の抑制や非対面での業務を行うなど，感染防止のための取組を行いながら業務を行わざるを得ない状況となっております。

このため，当分の間，登記完了予定日が通常よりも遅くなること等が予想されますので，御不便をお掛けしますが，御理解のほど，よろしくお願いいたします。

また，感染防止の観点から，当該法務局及び地方法務局に対する登記の申請や登記事項証明書の請求等については，当分の間，可能な限りオンライン又は郵送による方法を御利用いただきますよう，御協力をお願い申し上げます。